杏林大学内部質保証の方針

(1) 基本的な考え方

本学は、その教育研究水準の向上を図り、理念・目的及び使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を踏まえて、質の向上に向けた不断の改善を図ることで、内部質保証を推進する。

(2)組織体制と手続き

- ① 本学における内部質保証の推進に責任を負う組織は、学長を議長とし、学内各部門の長によって構成される学部長会議とする。学部長会議は、自己点検・評価委員会の実施する自己点検・評価結果を踏まえ、改善が必要と認められる事項について、当該部門の長に改善の実施を指示する。改善の実施を求められた事項の改善結果については、当該部門の長が学長に報告を行う。これらの PDCA 過程を通して、恒常的な改善を図り、本学の内部質保証を推進する。
- ② 杏林大学学則第1条の2及び大学院学則第2条の2に基づき、本学の教育研究活動等の状況について、自ら点検・評価を行うために、自己点検・評価委員会を置く。自己点検・評価委員会は、定められた点検・評価項目について、原則として毎年自己点検・評価を実施する。また、自己点検・評価の妥当性と客観性を高めるため、学外の有識者によって構成される外部評価委員会を置く。自己点検・評価委員会は、外部評価委員会からの評価結果を付して自己点検・評価報告書を学内外に公表するものとする。

(3) 教育の質の検証及び改善・向上のための指針

卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に定めた学修成果の 測定・把握・評価を実施する。その結果を踏まえ、教育課程編成・実施の方 針(カリキュラム・ポリシー)及び入学者受入れの方針(アドミッション・ポ リシー)を検証し、教育の質の改善・向上を図る。